

議事録

会議の名称	(番号) 1-06	令和3年度第1回墨田区廃棄物減量等推進審議会		
開催日時	令和3年12月17日(金) 午前10時00分から11時30分まで			
開催場所	区議会第1委員会室(区役所17階)			
出席者数	13人[委員] 萩原なつ子 廣田健史 石井充子 丁官一郎 齋藤敬三 佐藤美帆 小木曾清三 牟田口雄彦 山田清子 橋本玲子 福田はるみ 藤崎こうき 佐久間之 [事務局]すみだ清掃事務所長 すみだ清掃事務所係長4名 すみだ清掃事務所係員2名、墨田清掃工場長			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	0人	
議題	1 墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)について 2 令和2年度墨田区のごみ・資源物排出量について 3 第3次計画期間における墨田区のごみ・資源物排出量について 4 令和3年度すみだ清掃事務所事業報告について			
配付資料	1 墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)概要版 2 廃棄物減量等推進審議会(第10期)委員名簿・審議会関係条例・規則 3 墨田区のごみ・資源物排出量(令和2年度) 4 墨田区のごみ・資源物排出量(第3次計画期間) 5 すみだ清掃事務所事業報告(令和3年度) 6 リサイクル定規(ハブラシリサイクル事業)			
会議概要	1 開会 2 新委員紹介 すみだ清掃事務所長から新委員(石井充子、福田はるみ、藤崎こうき)の紹介があった。 3 議事 (1) 墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)について 事務局から、墨田区一般廃棄物処理基本計画(第4次)について、以下の「前計画からの変更点」を中心に報告した。			

	① 2 R（リデュース・リユース）の取組を中心とした 3 R 推進・清掃事業の展開 ② 「区民 1 人 1 日あたりごみ総量」を新たな指標として設定 ③ S D G s（持続可能な開発目標）との整合性を図り、「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」、「新型コロナウイルス感染症に適応した 3 R 推進・清掃事業の展開」を施策（区の役割）として追加 （２）令和 2 年度墨田区のごみ・資源物排出量について 事務局から、令和 2 年度墨田区のごみ・資源物排出量について報告した。 （３）第 3 次計画期間における墨田区のごみ・資源物排出量について 事務局から、第 3 次計画期間（平成 23 年度から令和 2 年度）における墨田区のごみ・資源物排出量について報告した。 （４）令和 3 年度すみだ清掃事務所事業報告について 事務局から、令和 3 年度すみだ清掃事務所事業報告について、以下の事項を報告した。 ①粗大ごみリユースの推進（事業者との協働） ②ごみ分別案内チャットボットの機能充実 ③リユース・リサイクル事業の普及・促進 ④廃プラスチックの再資源化等に関する調査・分析 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響・対応 【議事に対しての質疑応答及び自由意見】 委 員：羽毛布団のリサイクル事業において、羽毛布団はどのような方法でリサイクルされるのか。 事 務 局：羽毛布団の中のダウンを取り出し、洗浄のうえ新たな布団に作り直し、ホテルなどに流通される。 委 員：どのような経緯で事業を開始したのか。また、事業は順調に進んでいるのか 事 務 局：粗大ごみ量を削減する観点で事業を考えていたところ、羽毛布団のリサイクル事業者から事業提案があったという経緯がある。また、現在 1 回 40 枚から 50 枚、年間で 200 枚から 300 枚程度回収しており、事業は順調に進んでいる。 委 員：令和 12 年度に墨田清掃工場の建替えが予定されていると聞いているが、そのときにサーマルリサイクルは続行するのか。建替え期間中は、ごみ処理はどのようになるのか。 委 員：墨田清掃工場の建替えについては、東京 23 区清掃一部事務組合が包括的に担っている。墨田清掃工場が建替えにより停止している間は、近隣の江戸川清掃工場や葛飾清掃工場に燃やすごみを搬入することになる。また、現在 23 区中 12 区がプラスチックごみをサーマルリサイクルとして焼却しているが、今後も「全てのプラスチッ
--	--

	クごみを分別して燃やさない」とはなりにくいため、引き続きサーマルリサイクルができる焼却炉・機能は持たせるということを東京２３区清掃一部事務組合から聞いている。
委 員	員：プラスチックを分別収集して回収する場合、多額の経費がかかると聞いている。
委 員	員：経費の詳細については現在精査中であるが、実施にあたっては多額の経費を区民の皆様の税金として毎年度投入できるかという財政的な課題がある。現在、ＣＯ２削減効果や回収方法等を調査・分析中であり、２月議会で報告する予定である。プラスチックごみ削減の必要性そのものは認識しているため、実際に何年後からできるのか、やらなくてもいいのかということは決めていかなければいけない段階となっている。墨田区も「すみだゼロカーボンシティ２０５０宣言」を行ったところであり、それに向かってどのようなことができるかを検討している状況である。
委 員	員：プラスチックの分別収集を行っている１２区はどの区か。
事 務 局	局：港区、杉並区、練馬区、千代田区、葛飾区、中野区、目黒区、新宿区、江東区、江戸川区、品川区、中央区の１２区である。
委 員	員：ごみ量の報告の中で、人口増減の説明がないと全体がわからない。また、これからＳＤＧｓ時代、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）時代となるが、清掃事務所としてどのような対応をしていくのか。
委 員	員：人口については、墨田区は都心に近いこともあり、現在２７万５千人と増加している。本来であれば人口増加によりごみ量も増えるところであるが、区民一人一人のごみ排出量が減ってきているので、ごみ量全体としてはほぼ横ばいとなっている。このようなデータは、この審議会の中で毎年ご報告させていただく。また、ＳＤＧｓのターゲットでも「廃棄物の発生を大幅に削減する」というのがあるため、ごみ減量の努力、リデュースの情報をどのような形で工夫して区民の皆様にお伝えできるかは考えていくところである。ＤＸ時代の対応という面では、行政統計から２３区内で相互比較を行いながら、工夫している区の良いところを墨田区の事業に取り入れられるようにしている。
委 員	員：ＤＸというのは、社会全体としていろいろな矛盾を引き起こしていくが、止められない方向だと思う。今後、ＤＸによりライフスタイルが変化したり、行政の施策に対しても大きな影響を与えると思う。
委 員	員：医療系ごみというものはどの程度増えて、どの様に処理しているのか。
事 務 局	局：基本的に医療系ごみについては、事業系ごみということで行政回

	収でなく、許可を持った専門の業者が回収を行うこととなっている。 委員：マスクが時々いろいろなところに捨てられているので、うまく回収できればと思う。何か良い方法はないか。 事務局：今説明した医療系ごみというのは、例えば注射針など病院の中で使用するもので、マスクなどは通常の家庭ごみとして排出される。収集作業中に道に落ちているマスクを見つけた場合は、作業員が回収するという対応をとっている。 委員：家庭の中でマスクを捨てる時には、密閉して捨てるように区報やHPでお知らせをしているところである。 委員：粗大ごみリユース（事業者との連携）はまだやっていないのか。 事務局：現在、連携する事業者が決定し、どのように区民に周知するかを事業者と協力して検討中である。来年の1月から実証実験を開始する予定である。 委員：家電製品なども対応しているのか。 事務局：再使用できるものであれば家電製品も対応している。 委員：結局、事業者としても価値がないものは引き取らないということでしょうか。そうすると引き取られないものをどうするかというのが課題になる。よく「無料で家電製品を引き取ります」というチラシがポストに入っているが、トラブルになった事例を知っている。 事務局：「無料で回収します」というチラシを投函したり、町内でそのような旨をスピーカーで流して走っている回収業者というのは基本的には違法業者がほとんどである。家庭ごみは原則行政が回収するものであり、それ以外で民間の事業者が回収するとなると行政からの委託を受けている場合でない限りはありえない。そのような事業者が区の委託を受けていることはありえないので、「無料で回収する」というのは違法である。古物の免許を持ったうえで「有価物として引き取る」ということであれば適法となるが、そういった業者のほとんどは持っていないため、まずもって違法と考えた方がよい。 委員：そのようなチラシの投函や宣伝車を禁止・規制したり、そのような業者を利用しないように区民に注意喚起などはできないのか。 事務局：消費者センターや警察などがそのような業者に騙されないように注意喚起の広告などを出している。宣伝車については、犯罪につながる恐れもあるため、警察はパトロール中にみつけければ職務質問を行うようにしていると考えられる。 委員：区として対応はできないのか。 事務局：清掃事務所にそのようなチラシが投函されているというようなご
--	--

	相談を頂戴した場合、チラシに記載してある時間帯にパトロールし、対象者と接するようであれば、古物営業証を確認したうえで、違法性があれば口頭での注意をまずは行っていくことになると思う。
委 員	捨てる側の問題はすごく大きく、消費者教育に繋がってくる話である。家電製品については、現在リサイクル法の対象となっており無料というのはまずありえず、消費者自身の意識が重要である。消費者教育と環境教育は繋がっているのも、そのところを重視する必要がある。
委 員	燃やさないごみを前日の日に出されると、2トン車が資源として活用できそうなものを勝手に持ち去ってしまう。前日に出さずに当日の朝8時に出すことを徹底しなければいけないと思う。
事 務 局	燃やさないごみに限らず、全てのごみ・資源物の排出については、前日や夜間でなく、当日の朝8時までに排出するよう、啓発冊子やホームページ、その他機会があるごとに周知している。前日出し等が非常に多い集積場については、専用の看板を設置したり、利用者の住宅に注意喚起のポスティングをするなどの対応をとるので、頻繁にそのようなことが起こるのであれば、清掃事務所に連絡いただきたい。
委 員	缶の排出だが、コンテナが一つだと足りずにコンテナの横にレジ袋に入った缶を置くような人もいる。
事 務 局	ビン・缶用の折り畳みコンテナは各ワンセットずつ配布するのが基本であるが、大量に出ることがわかっている集積所であれば、申し出ていただければ必要な数のコンテナを配布させていただきます。
委 員	折り畳みコンテナを広げない人がいる。コンテナは最初に来た人が空けるという認識でよいのか。
事 務 局	おっしゃるとおりである。
委 員	本当に一人ひとりの問題だと思う。自発的にいろいろなことやってくださる人がいない限り環境の問題は良くならないし、消費者の問題も良くならない。最近「自発的に行動を起こす人」を意味する「ギフトワーク」という言葉がある。「やってもらう」のではなく「自分で社会のためになにかやる」という人をどんどん増やしていくことが重要となる。誰かがやってくれるだろうと思う人が多いところはやはり環境が荒れていると思う。仙台市では「アレマ隊」というのが20年くらい続いており、ごみが落ちていたら「アレマ！」と言って拾うという活動が仙台市のいろいろなところに広まっている。ある特定の人だけがやるのではなく、地域の中で「ギフトワークをさせていただきます」という人をどれだけ

	け増やしていけるのかというのも環境教育や消費者教育の重要なポイントである。
委 員	員：自分から自発的にやるというのは、本当に重要なことだと思うので、このようなことに力点を置いて、これからの環境教育の中で一人でも多く担っていただけるようお願いしていきたいと考えている。
委 員	員：このような環境教育を小さいうちからできれば、大人になった時に負担なく受け入れることができるようになると思う。
委 員	員：外国人も多くなってきているが、分別するという概念がない人もいる。これは一つの地域教育としてごみの分別を教える必要がある。
委 員	員：外国人の方も多くなってきて、排出の仕方も良くない場所があったりする。そのような所は重点パトロールを行っており、毎回そういうことが続くようであれば清掃事務所職員が直接指導に行くようにしている。また、環境教育については、清掃事務所に「わかるくん」というスケルトンの環境啓発車両があり、学校や保育園、幼稚園に持っていき、ごみを分別して捨てることを今も教えている。コロナでなかなかできないこともあるが、機会を増やしながら子供たちにごみの分別徹底も含めて、「ごみを出さないような生活」の環境教育に務めていきたいと思う。
委 員	員：徳島県の上勝町というところはごみゼロ宣言をしており、SDGs 未来都市にも選定されている。ここは分別が徹底しており、また、分別案内が手書きになっているなど住民参画型で行っている。こうするとこうなるというのが「見える化」されているのが大事で、もしかすると墨田区も「徹底して分別してみる」というのもいいのかなと思う。また、上勝町は子ども参加へのアイデアで「くるくるリサイクル」という場所を作っている。子どもたちと一緒に作っていく、一緒にデザインを考えていくと、ハブラシはこうなっていくんだとか、ちょっとした工夫で目に見える形の環境教育になると思う。
委 員	員：ハブラシのリサイクル事業のリサイクル率はどのくらいか
事 務 局	局：1万本ほどリサイクル定規を作ったが、その中には5%くらい集めたハブラシが入っていると聞いている。リサイクル定規は曲げると少しゆがむが、これはハブラシをイメージしてゆがむようになっている。
委 員	員：私たちは地域産業都市委員会の委員長と副委員長として皆様のお話をお伺いした。これから開催される委員会や教育の方の委員会でも色々な意見を還元して、皆さんの声を届けたいと思っている。私が住んでいる町会でもごみ集積所でのマナーが悪い方がいて、

	ごみ袋の中に分別されていないものが入っているなどの声を町会で聞く。やはり清掃事務所の方にも町会の方からの声を聞いて、リサーチしていただきたい。そこに対して看板を立てるだけでなく、追跡調査を少しした方が良いと思う。条例があつてそれが罰金になるとかではないが、そこはやはり清掃事務所の方でも力を入れていただきたい。また、先ほどの教育ということと墨田区民にということに関しては、現在、墨田区基本計画の改定作業をしており、その中にSDGsのロゴが入って「これはこういうこと」というのがわかるようにしている。特に教育関係に関しては、リサイクル、環境というのは子どもたちの将来に関わってくることで、学校もちゃんとやっていただきたいと思う。そういう勉強を私たちももっとしないといけないし、外国の方や外から来た方がもっとわかる仕組みづくりが必要だと思う。また、一人マナーを守らない人がいると、マナーを守らなくていいという風潮になってしまうので、それは私たちも声を上げて注意し、努力をしていかないといけないと思う。
委員	：私からは1点、家電製品について、関西の自治体で一部無料回収しているところがある。リサイクル法の定められたテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫以外の家電製品を事業者無料で引き取ってもらっている。事業者はそれを新たに加工して商材にして売り上げとしている。ただ、東京でやろうと思うと、それらは粗大ごみなので1件1件、各戸に取りにいかねばならず、なかなか採算が合わずにできないということを聞いている。電化製品を一定の場所において事業者を持って行ってもらうとかすると、リデュースとしてはできると思う。行政側も柔軟な対応をすればもっと進むのではないかなと思う。
委員	：今、ご紹介いただいたので、どうことができるのか調査させて頂いて、取り入れられるものがあればやりたいと思う。そこまで徹底して関西の自治体のようにできるかななどを調べさせていただく。
委員	：この審議会が重要だと思うのは、行政・議会だけではわからない発想というものがたくさんあると思うので、どんどん意見を出していけば、墨田区もどんどんやっていただけるはずなのでよろしくお願いします。
委員	：私からは3点ある。1点目は、私たちのごみ減量化の取組についてである。利用することにより私たちの生活を豊かにする、享受させていただくというのはいいが、その結果に「ありがとう」という気持ちが盛り込まれていくような活動になると大いに発展していくのではと思う。2点目は、分別の仕方である。時代とともに

	に考え方が変わっていく部分もあるのかなという部分を皆さんで考えていく必要があると思う。３点目は、商品の分別表示である。年寄りがみてもすぐにわかるような表示もあれば、小さな表示だとか英語で記載されていたり、年寄りには分からないものもある。分別表示のあり方というのも今後もまた見直すときがあってもいいのではと思う。 委員：ギフトワークといういいお話を聞いた。今、時代は排出者責任ということで、排出者の教育というのが非常に大事になっている。企業は排出に対してペナルティを取られるので、会社内で社員を教育する時代になっている。我々もこういう場所に参加しているので、色々な場所で今日あったようなことを啓蒙していけば良くなると思う。自分の子どもを思い返してみると、町は汚かったと思う。大分レベルは上がっており、できないことはないと思うという意味で、こういう審議会は大事だと思う。 委員：粗大ごみだが、自分で運び出せない老人もいるので何か考えて欲しい。 事務局：お一人で粗大ごみなどの排出が困難な方については、まず粗大ごみとしては、６５歳以上のみの世帯または障害をお持ちの方のみの世帯を対象に、清掃事務所職員が直接お部屋まで伺い、表まで運び出すお手伝いをするという事業を行っている。同じように日常のごみに関しても、集積所に持っていくことが困難ということであれば、状況を確認のうえ、お部屋の前に置いていただければ清掃事務所職員が回収に伺う事業を行っている。どちらの事業も利用する場合には、清掃事務所までご連絡いただき、申し出ていただく必要がある。 委員：審議会の開催方法で、ＺＯＯＭなどのＷＥＢで開催というのはできないか。 委員：国の審議会もオンラインでやっている。対面開催とＷＥＢ開催のハイブリットでもできる。行政の方が遅れているところもある。 ４ その他 事務局から、次回審議会の開催時期等について説明があった。 ５ 閉会
所 管 課	都市整備部環境担当すみだ清掃事務所管理・計画調整係 （５６０８－６７０６）